

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	七四	○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	七四
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	七五	○基本測量の実施について通知があった件	七五
○土地改良法により換地計画を定めた件	七五	○宅地建物取引業法により業務の停止処分をした件	七五
○土地改良法により換地処分をした件	七五	○福島県企業局	七五
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	七五	○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	七五
○肥料を登録した件	七五	○福島県選挙管理委員会	七五
○道路の区域を変更する件	七五	○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	七五
公 告		正 誤	
○一般競争入札を行う件	七六	○平成二十年七月十一日付け号外第四十八号中	七五
○産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する件	七六		
○ダイオキシソ類土壌汚染対策計画	七六		

告 示

福島県告示第八百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規

模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年十二月十二日から平成二十一年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン郡山堤下 郡山市堤下町一番地
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 大高 善興
住所 郡山市朝日二丁目十八番二号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 大高 善興
住所 郡山市朝日二丁目十八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年七月二十九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千九百二十二平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - 一 位置 別紙図面のとおり
 - 二 収容台数 二百十台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - 一 位置 別紙図面のとおり
 - 二 収容台数 百十五台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - 一 位置 別紙図面のとおり
 - 二 面積 百四十五平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 一 位置 別紙図面のとおり
 - 二 容量 十九立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 一 開店時刻 午前九時
 - 二 閉店時刻 午後十一時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 一 数 二か所
 - 二 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 七 届出年月日
平成二十年十一月二十八日
〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第八百三十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	二頭	田村郡	平成二〇年 一二月三日	再検査

(畜産課)

福島県告示第八百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、染地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年十二月十五日から
平成二十一年一月九日まで
(二十六日間)
- 三 縦覧の場所
石川郡浅川町役場

福島県告示第八百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十年十二月四日白沢地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤雄平
(農地管理課)

福島県告示第八百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
耶麻郡北塩原村大字松原字西吾妻山一〇二(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第八百三十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。
平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類 肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	登録年月日
		窒素全量	りん酸全量	加里全量				
833	混合有機質肥料	9.0	4.0	—	含有を許される有雪成分の最大量は公定規格	片倉チツカリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成20年11月20日

834	混合有 機質肥 料	バイオ ゴージャ ス330 号	3.0	3.0	—	含有を許さ れる有合成 分の最大量 は公定規格 のとおり。	フラー ンク 株式会 社	千葉県成田 市湊川1245 番地	平成20年 11月21日
-----	-----------------	--------------------------	-----	-----	---	---	-----------------------	------------------------	-----------------

(農業総合センター)

福島県告示第八百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相建建設事務所平成二十年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道一 四号	双葉郡浪江町大字赤字 木字櫛平三二番地先か ら 同 郡同 町大字昼曾 根字家宝石一番二地先 まで	変更前 変更後	A 七・〇 二二・二	九二二・五
			A 七・〇 二二・二	九二二・五
			B 一三・五 八四・六	九二二・〇

(道路計画課)

公 告

公告第六百二十号

電子複写機による複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 入札に付する事項
- 次の表の地域等区分と機器区分により画される区分（以下「入札区分」という。）に掲げる数量の電子複写機による複写サービスの提供業務（入札は、入札区分ごとに実施する。）

地域等 区分	機器区分					
	複写機 (白黒低 速機)	複写機 (白黒中 低速機)	複写機 (白黒中 速機)	複写機 (白黒中 高速機)	複写機 (カラー 黒低速 機)	複写機 (カラー 黒中速 機)
本庁舎等 地域	六台	三台	八台	二四台	四台	一三台
県北地域	七台	九台	八台	九台	六台	八台
県中・県 南地域	一三台	一二台	七台	一三台	一三台	一一台
会津・南 会津地域	六台	三台	六台	五台	五台	九台
相双地域	九台	五台	五台	四台	二台	四台
いわき地 域	四台	三台	三台	五台	二台	二台
大阪事務 所					一台	

- 業務の仕様 入札説明書による。
 - 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
 - 履行場所 入札区分ごとに定める場所（詳細は入札説明書による。）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 過去二年間において国又は地方公共団体において、この公告に示した契約と同規模の電子複写機の複写サービスの提供業務の実績を有する者であること。

5 県内に事業所を有し、かつ、この公告に示した契約に係る複写機の保守及び消耗品の供給に速やかに対応できる体制を整えている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十年十二月十五日（月）から平成二十一年一月九日（金）まで（土曜日、日曜日、平成二十年十二月二十三日（火）及び同月二十九日から平成二十一年一月二日までを除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇
福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県総務部財務総室総務課
電話〇二四―五二―一七〇二六

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十一年一月九日（金）午後五時三十分まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所と同じ。

2 入札説明会の日時 平成二十年十二月十九日（金）午後一時三十分

3 入札説明会の場所 福島県庁本庁舎二階二〇一会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十一年二月三日（火）

(一) 本庁舎等地域 午前九時

(二) 県北地域 午前十時

(三) 県中・県南地域 午前十一時

(四) 会津・南会津地域 午後一時

(五) 相双地域 午後二時

(六) いわき地域 午後三時

(七) 大坂事務所 午後四時

2 場所 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

3 その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成二十一

年二月二日（月）午後五時三十分までに三の2に掲げる場所に必着のこと。

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

八 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

九 その他

1 入札方法 入札書には、一枚当たりの複写サービスの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（総務課）

公告第六百二十一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第十条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 斎藤運輸工業株式会社 代表取締役 齋藤 達夫

福島県相馬郡飯舘村白石字町九六番地二

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

福島県南相馬市原町区深野字字入龍田地区

移動式施設として使用する場合は、設置等予定地区は特定されない。

- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
(移動式) がれき類の破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
一、四〇〇トン毎日(八時間)

(産業廃棄物課)

公告第六百二十二号

ダイオキシソ類対策特別措置法(平成十一年法律第五五号)第三十二條第一項の規定により、ダイオキシソ類土壤汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を変更したので、同条第二項で準用する同法第三十一條第六項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 対策計画の名称
双葉郡大熊町大字小入野字東平地域ダイオキシソ類土壤汚染対策計画(変更なし)
- 二 事業の実施地域
ダイオキシソ類土壤汚染対策地域を指定した件(平成十九年福島県告示第六十八号)により指定したダイオキシソ類土壤汚染対策地域の全域(変更なし)

- 三 事業の内容
(変更前) 事業の実施地域のダイオキシソ類による汚染土壤を掘削により、除去し、良質土で埋め戻す。掘削した汚染土壤の処分は、ダイオキシソ類による汚染の程度により管理型最終処分場に埋立処分を行うか、又は産業廃棄物中間処理施設において焼却処理によりダイオキシソ類を無害化し、管理型最終処分場に埋立処分を行う。

(変更後) 事業の実施地域の一部を除きダイオキシソ類による汚染土壤を掘削により、除去し、良質土で埋め戻す。掘削した汚染土壤の処分は、ダイオキシソ類による汚染の程度により管理型最終処分場に埋立処分を行うか、又は産業廃棄物中間処理施設において焼却処理によりダイオキシソ類を無害化し、管理型最終処分場に埋立処分を行う。

また、事業の実施地域のうち双葉郡大熊町大字小入野字東平百五十二番四の一部の周囲には、柵等を設置し、人が立ち入ることができないような措置等を講じる。

- 四 事業費の総額
(変更前) 二億六千八百一十一万二千元
(変更後) 一億八千六百七十六万六千元(概算)
- 五 事業を実施する者
大熊町(変更なし)

(水・大気環境課)

公告第六百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
雄国山麓土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所
理事 小椋 敏一 耶麻郡北塩原村大字松原字早稻沢五二七番地の五

(農村計画課)

公告第六百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年十二月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
安積疏水土地改良区

退任した役員
役別 氏名 住所

理事 岡部 次男 郡山市片平町字深谷上屋敷三番地

同 橋本 壽一 同 市三穂田町山口字山田一七五番地

同 佐藤 春男 須賀川市越久字谷知畑一三〇番地

同 堀田 進 郡山市片平町字西久保四八番地

同 本田 陸夫 同 市喜久田町前田沢二丁目一四番地

同 高橋 甲雄 同 市三穂田町駒屋字石橋一三番地

同 渡邊 武夫 須賀川市北横田字新田一三四番地

同 岡部 新次 同 市仁井田字館内八五番地

同 渡邊 雄一 本宮市仁井田字上野台一一番地

同 宗形 良伊 郡山市堤二丁目一八番地

同 七海 勝也 同 市安積町成田字東丸山五七番地

同 渡邊 秀雄 同 市日和町梅沢字上大垣四番地

同 馬場 亨守 本宮市大森二二番地の一〇

同 吉田 肇 郡山市横塚一丁目一四番二二号

同 根本 匠 同 市咲田二丁目二〇番二二号

同 相楽 新平 須賀川市小倉字山吹六八番地

同 監事 國分鉄之助 郡山市熱海町安子島字町四一番地

同 安藤 喜勝 同 市三穂田町山口字芦ノ口二九番地

同 我妻 晃悦 同 市横塚一丁目一一番一〇号

就任した役員

役別	氏名	住所
理事	岡部 次男	郡山市片平町字深谷上屋敷三番地
同	橋本 壽一	同 市三穂田町山口字山田一七五番地
同	佐藤 春男	須賀川市越久字谷知畑一三〇番地
同	堀田 進	郡山市片平町字西久保四八番地
同	本田 陸夫	同 市喜久田町前田沢一丁目一四番地
同	廣田 耕一	同 市日和田町字南原二番地の一一一
同	渡邊 武夫	須賀川市北横田字新田一三四番地
同	岡部 新次	同 市仁井田字館内八五番地
同	渡邊 雄一	本宮市仁井田字上野台一一番地
同	宗形 良伊	郡山市堤二丁目一八番地
同	七海 勝也	同 市安積町成田字東丸山五七番地
同	古川 常雄	同 市三穂田町富岡字一本杉五番地
同	橋本 幸一	同 市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
同	神谷 吉弘	同 市三穂田町鍋山字上屋敷一六番地
同	佐藤 嘉重	本宮市仁井田字村山三番地二八
同	佐藤 憲保	郡山市喜久田町字菖蒲池二二番地の四六六
同	國分鉄之助	同 市熱海町安子島字町四一番地
同	高原 浩	須賀川市今泉字町内三一〇番地
同	我妻 晃悦	郡山市横塚一丁目一一番一〇号

(農村計画課)

公告第六百二十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十年十二月二日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。
平成二十年十二月十二日

- 一 測量地域 会津若松市 福島県知事 佐藤 雄 平
- 二 測量期間 平成二十一年一月九日から同年三月二十七日まで
- 三 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）
(技術管理課建設産業室)

公告第六百二十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり業務の停止処分をした。
平成二十年十二月十二日

- 一 被処分者 株式会社総和 福島県知事 佐藤 雄 平
- 所在地 いわき市小島町二丁目六番地の十

- 二 処分の種類及び期間 平成二十年十二月二十一日から同月二十七日までの七日間の業務の全部の停止
- 三 処分理由 宅地建物取引業法第六十五条第二項に該当するため
(建築指導課)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成20年12月12日 福島県知事 佐藤 雄 平

福島県企業局管理規程第12号 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

- 第178条第1項中「工事等」を「工事（建設、移転又は除去を主たる目的とするものに限る。次条において「建設工事」という。）又は製造」に改める。
- 第179条第1項第4号中「公庫等」を「沖繩振興開発金融公庫等」に改め、同項中第11号を第14号とし、第7号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 一件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (8) 一件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 第193条第2項中「次の」を「一般競争入札に参加しようとする者が次の」に、「者を、その事実があつた日から2年間にわたる」とを「ときは、その者について3年以内の期間を定めて」に改め、同項第1号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第2号中「妨げた者」を「妨げたととき」に、「適合した者」を「適合したとき。」に改め、同項第3号及び第4号中「妨げた者」を「妨げたととき。」に改め、同項第5号中「履行しなかつた者」を「履行しなかつたとき。」に改め、同項第6号中「前各号のいずれかに該当する事実があつた後、2年間に経過しない者を」を「この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改める。

第216条の2第1項中「ときは」の下に「、特別の理由がある場合を除くほか」を加える。

別表第1資産勘定の表中「電話加入権」を「電話加入権」に改める。

ウエブに改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十年十二月二日現在において、次のとおりである。

平成二十年十二月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、三八九
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四四、九〇四

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一

一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	正	誤
伊達郡	三一、七二三	七七、一二三
安達郡	一八、三三二	三一、七四一
岩瀬郡	八、五五一	八八、九四九
南会津郡	八、八八〇	九五、一〇七
耶麻郡	一四、一九二	一一、六四八
河沼郡	九、四〇八	一二、七六七
大沼郡	八、六六六	一八、〇三一
西白河郡	一八、〇六〇	九、二六三
東白河郡	九、八六七	一〇、四三六
石川郡	一一、五〇五	九、一七六
田村郡	二〇、一〇六	
双葉郡	一九、九八五	
相馬郡	一〇、九六七	
選挙区		
福島市		
会津若松市		
郡山市		
いわき市		
白河市		
原町市		
須賀川市		
喜多方市		
相馬市		
二本松市		

正 誤

○平成二十年七月十一日付け号外第四十八号中

ページ	段	行	正	誤
六	上	一二	平成二十年法律第八十七号	平成二十年法律第 号